

外部指導者の規程

当該校長が、下記の条件を満たした者を外部指導者として申請した場合は、埼玉県中学校体育連盟が主催及び主管とする各大会での技術指導及び引率・監督を認める。

記

1 外部指導者の資格

外部指導者とは、当該校長が人格・指導面において優れていると認めた成人であり、学校の教育方針に基づき、顧問教師の指導計画に従い、日頃から継続して運動部活動指導にあたる者である。

2 複数の学校及び種目の外部指導者としてベンチ入りはできない。

但し、例外として、水泳飛込、体操競技、新体操、スケートについては安全確保等の補助の役割があり、複数校の外部コーチを認める。

3 中学校の教職員は外部指導者として大会に登録することは出来ない。

小学校・高等学校についても同様とする。

4 手続き、引率上の留意点等

(1) 大会に参加する学校（チーム）において、教員や部活動指導員による引率ができない状況が発生した場合、校長が適切であると承認した外部指導者（コーチ）の引率・監督を認める。なお、引率・監督をする場合、大会運営にも協力すること。外部指導者が引率・監督を務める場合は、所定の「外部指導者確認書（校長承認書）」に必要事項を記入し、代表者会議までに県中体連事務局へ提出する。

(2) ①引率時は、公の交通機関を利用する。

②外部指導者は任意の傷害保険等に加入する。加入手続きは外部指導者が行い、費用は原則として自己負担とする。

③引率に関わる外部指導者の費用は、原則として出場校の負担とする。

④大会要項を遵守し、責任ある行動をとる。

5 申請方法

(1) 申請は、各大会ごとの申込用紙「外部指導者」の欄に必要事項を記入する。

6 その他

(1) 外部指導者の身分保証は、当該校長が責任を負う。

(2) 規程違反や不適切な言動等があった場合は、不適格者として会長又は専門委員長より当該学校長に連絡し資格を取り消すことがある。

(3) この規程以外については、各大会要項及び専門部の規程により処置する。

(4) 4については、学校の事情により、日常指導している校長・教員・部活動指導員が引率できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に外部指導者の引率・監督を認めるものではない。

付則 この規程は平成8年4月26日より施行する。

平成15年2月14日一部改定

平成19年4月25日一部改正

平成22年4月27日一部改正

平成29年4月26日一部改正

平成30年4月25日一部改正

令和2年4月28日一部改正

令和5年4月26日一部改正